

議案番号	件名	要旨		
議 第119号 文化振興課	松江市茶道文化施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	<p>明々庵の利用者に、適正かつ応分の負担を求めるため、観覧料基準額を改定するもの。また、効率的な運営のため、供用時間を改定するもの。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>料金改定案件</td> </tr> <tr> <td>・市民割引の導入施設</td> </tr> </table>	料金改定案件	・市民割引の導入施設
料金改定案件				
・市民割引の導入施設				

備考																												
<p>改正内容</p> <p>(1) 明々庵の観覧料基準額を次のとおり増額するもの。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">改正後</th> <th colspan="2">改正前</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>団体(20人以上)</th> <th>個人</th> <th>団体(20人以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>600円</td> <td>1人につき 480円</td> <td>410円</td> <td>1人につき 300円</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>300円</td> <td>1人につき 240円</td> <td>200円</td> <td>1人につき 150円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 観覧料の5割を限度として割引を行うことを規定するもの。</p> <p>(3) 明々庵の供用時間を次のとおり変更するもの。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月1日から9月30日まで</td> <td>午前9時から 午後6時まで</td> <td>午前8時30分から 午後6時30分まで</td> </tr> <tr> <td>10月1日から翌年3月31日まで</td> <td>午前9時から 午後5時まで</td> <td>午前8時30分から 午後5時まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>施行期日 令和7年4月1日</p>	区分	改正後		改正前		個人	団体(20人以上)	個人	団体(20人以上)	大人	600円	1人につき 480円	410円	1人につき 300円	小人	300円	1人につき 240円	200円	1人につき 150円	区分	改正後	改正前	4月1日から9月30日まで	午前9時から 午後6時まで	午前8時30分から 午後6時30分まで	10月1日から翌年3月31日まで	午前9時から 午後5時まで	午前8時30分から 午後5時まで
区分		改正後		改正前																								
	個人	団体(20人以上)	個人	団体(20人以上)																								
大人	600円	1人につき 480円	410円	1人につき 300円																								
小人	300円	1人につき 240円	200円	1人につき 150円																								
区分	改正後	改正前																										
4月1日から9月30日まで	午前9時から 午後6時まで	午前8時30分から 午後6時30分まで																										
10月1日から翌年3月31日まで	午前9時から 午後5時まで	午前8時30分から 午後5時まで																										